

長時間訪問看護加算 ※特別管理加算対象者のみ	特別な管理を必要とする利用者に1時間30分を超えて訪問看護を行った場合	1日につき 300円
緊急時訪問看護加算Ⅰ	24時間電話による相談体制及び緊急時の訪問体制、看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されている	1月につき 600円
緊急時訪問看護加算Ⅱ	24時間電話による相談体制及び緊急時の訪問体制	1月につき 574円
特別管理加算Ⅰ	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	1月につき 500円
特別管理加算Ⅱ	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること	1月につき 250円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人口肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	1月につき 250円 (月1回限度)
ターミナルケア加算 (要支援を除く)	(在宅で亡くなられた方) 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500円

※1月内に2回目以降の緊急時訪問では、基本料金に対してサービス提供開始時間が
 早朝(6:00~8:00)・夜間(18:00~22:00)帯は25%増し
 深夜(22:00~6:00)帯は50%増し となります。

④訪問にかかる往復の交通費

市内は無料。市外は公共の交通費に準じる。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えてから概ね1kmごとに60円をいただきます。

⑤ご遺体のお世話

15,000円(負担割合に関係なく、どなたも15,000円いただきます)